

議会議案第31号

過去最大規模となる中国公船と中国漁船による我が国の尖閣諸島周辺海域の領海侵入及び漁業活動等に対する断固とした措置を求める意見書の提出について

過去最大規模となる中国公船と中国漁船による我が国の尖閣諸島周辺海域の領海侵入及び漁業活動等に対する断固とした措置を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡	田	和	則
同	同	上	長	嶋	竜 弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	畠	寛 弘
同	同	上	松	中	健 治

過去最大規模となる中国公船と中国漁船による我が国の尖閣諸島周辺海域の領海侵入及び漁業活動等に対する断固とした措置を求める意見書

本年8月5日から、過去最大規模となる15隻の中国公船と200隻から300隻の中国漁船が、尖閣諸島周辺海域にあらわれ、領海への侵入を繰り返した。

沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島は、歴史上も国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国が有効に支配しており、我が国の漁業者が良好な漁場としている。

中国公船と中国漁船は、外務省の駐日中国大使への厳重な抗議と現場の海上保安庁巡視船の警告を無視し幾度となく尖閣諸島の領海への侵入を繰り返すとともに、中国海警局に所属する中国公船は、同海域において、中国漁船に対して漁業行為を取り締まる漁業管轄権を行使したと見られており、このような行為や活動は、日中漁業協定でも認められていない。

今回の過去最大規模となる中国公船と中国漁船の尖閣諸島周辺海域での活動及び操業と領海への侵入は、国際法に違反する我が国に対する重大な主権侵害であり、尖閣諸島における緊張をさらに高める一方的な情勢のエスカレーションに対して、強い憤りを感じるころである。現状を鑑みるに、これらの中国による蛮行を阻止するという国家としての重大な責務を日本政府は果たせていないことについても極めて遺憾である。

よって、尖閣諸島の現状から、我が国の漁業者が安心安全な操業ができる環境整備と海洋資源保全の確保、警戒監視体制の強化など断固とした措置を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月27日

鎌倉市議会